

## 監査結果公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定による請求については、同条第4項の規定により監査を行なったので、その結果を次のとおり公表する。

平成18年2月3日

|          |    |    |
|----------|----|----|
| 四日市市監査委員 | 伊藤 | 晃  |
| 同        | 松岡 | 光代 |
| 同        | 豊田 | 政典 |
| 同        | 佐藤 | 晃久 |

### 第1 請求の受付

- 1 請求のあった日 平成17年12月9日
- 2 請求人 四日市市南富田町在住 山下 敏男
- 3 請求の要旨

監査請求の要旨を次のように解した。

請求人は、四日市市南富田町56番と同57番の間に存する四日市市が所有、管理する水路について、同57番の所有者北村鎮守若宮八幡神社(以下「若宮神社」という。)が四日市市の水路を0.54m侵奪してコンクリート擁壁、フェンスを建設しているにも関わらず、放置し、その管理を怠っているので早急に是正するよう求めている。

### 4 請求の受理

本件措置請求について、平成17年12月9日付けで受理した。

### 第2 監査の実施

本件措置請求について、法第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

#### 1 証拠の提出及び陳述の機会の付与

平成18年1月13日陳述の機会を付与したが、平成18年1月6日付け欠席届で欠席する旨の申し出があった。

#### 2 監査対象部局及び事情聴取

本件水路の管理については、平成17年4月1日付四日市市機構改革により、四日市市から四日市市上下水道局(以下「上下水道局」という。)に移管されており、監査対象部局を上下水道局とした。

平成18年1月13日四日市市上下水道事業管理者、管理部長、総務課長他2名から事情聴取を行なった。

#### 3 監査対象事項

本件水路が、水路南側の所有者若宮神社に侵奪され、水路の幅が減少しているにも関わらず、放置し、違法又は不当に財産管理を怠っているか否かを監査対象事項とした。

### 第3 監査の結果

本件監査請求については、請求に理由がなく棄却とする。

## 1 理由

本件住民監査請求は財産の管理を怠る事実があるという主張で提起されたものと判断し、その事実を確認するため、次の2点から検討した。

### (1) 若宮神社が上下水道局の管理する水路を侵奪しているか否かについて

#### 事実

ア 四日市市南富田町 56 番（請求人所有）と 57 番（若宮神社所有）の間に本件水路があり、それぞれの土地の擁壁の間は西端で 1.36m、東端で 1.33m、長さは 33m である。

イ 本件水路は、四日市市富田地区市民センターに保管されている官有地台帳には 57-1 と表示され、その幅は長さ 20.0 間につき 1.0 間、長さ 14.0 間につき 0.7 間と記載されている。

ウ 現況は、水路の両側はそれぞれの土地所有者によってコンクリート擁壁が建設されているが、両側とも境界の確定はされていない。

#### 請求人の主張

水路の幅は本来 1.0 間であり、若宮神社が水路を 0.3 間（0.54m）侵奪してコンクリート擁壁を建設している。

#### 上下水道局の主張

本件水路は公図の形状から判断すると、前述の官有地台帳の記載のうち、長さ 20.0 間部分に当たると思われるため、水路の幅員は 1.0 間である。

#### 若宮神社の主張

四日市市都市整備部用地課に保存されている平成 17 年 5 月 30 日の境界確認記録書によると、若宮神社の代表は、次のように主張している。

ア 境内地はもともと山林であり、溝畔は存在しないため、水路の幅は 0.7 間である。

イ 仮に水路の幅を 1.0 間としても、57 番の北西角に耕地整理前から水路との境界にある石積みが残っており、現存するコンクリート擁壁と一直線となることから、このコンクリート擁壁が境界であり、越境はしていない。

このような状況から、平成 17 年 5 月 30 日に本件水路の境界確認のため上下水道局が申請人となり、境界立会いを実施したが、互いの主張を裏付ける確たる証拠がないため不調に終わった。境界が確定していない以上、現段階では、若宮神社が本件水路を侵奪しているとまでは判断することはできない。

なお、境界確定について、協議が整わない場合には境界確定訴訟等によるべきであり、監査委員は客観的な境界を確定する権限は有しない。また、監査委員は調定・仲裁的機能を有する行政機関でもないから、本件の境界を確定することはできない。

### (2) 上下水道局は違法又は不当に財産管理を怠っているか否かについて

「怠る事実」とは一般に作為義務が存在する場合に、その期待された作為をしない場合であり、住民監査請求の対象となるのは、それが違法又は不当である場合をいう。違法又は不当に財産の管理を怠るとは、誠実な管理執行義務（法第 138 条の 2）等に反するずさんな管理を指すものと考えられる。

四日市市法定外道路、水路その他の公共物の使用及び管理に関する条例第 14 条において、境界に関する疑義がある場合は「市長は、公共物の境界が明らかでないためその管理に支障があると認めた場合には、隣接地の所有者に対し、立会い場所、期日その他必要な事項を通知し、境界の確定につき協議を求めることができる」とし、「協議を求められた隣接地の所有者は、同項の通知に従い、境界等につき協議するよう努めなければならない」と定められている。

本件水路の境界については、請求人からの指摘により、平成 16 年に境界についての疑義が発生したため、当時の管理担当部局である四日市市下水道部は、若宮神社の代表者と境界等についての協議を行い、平成 17 年 5 月 30 日上下水道局が申請人となって境界確定のための立会いを実施した。前述のとおり境界の確定には至らなかったが、その後も確定のため継続して協議を行なっていることから、現時点において、上下水道局が違法又は不当に財産管理を怠っているとはいえない。

以上（１）（２）のことから、財産の管理を怠る事実は認められず、本件請求は理由がないものと判断し、棄却する。

#### 上下水道局へ付言

監査の結果は以上のとおりであるが、境界が確定していない状況が長期に渡ることは公有財産を適正に管理していく上で妨げとなるため、今後とも関係者と協議を重ね、早期解決に向け努力すること。

（監査事務局）